

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例案について

健康福祉部食品・生活衛生課

1 条例の目的

住宅宿泊事業について、事業者等の責務を明らかにするとともに、住宅宿泊事業法の規定に基づく事業実施の制限その他必要な事項を定めることにより、県民の良好な生活環境を保全する。

2 住宅宿泊事業者等の責務

- (1) 住宅宿泊事業の届出をしようとする者は、周辺地域の住民に対し、住宅宿泊事業を営む旨を事前に説明し、その概要を記載した書面を届出の際提出しなければならない。
- (2) 住宅宿泊事業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ア 宿泊者に対し、災害発生時における避難場所、避難経路その他宿泊者の安全の確保のために必要な事項に関する情報提供を確実に行うこと。
 - イ 宿泊者全員の本人確認及び鍵の受渡しを、原則として対面により行うこと。
 - ウ 宿泊者に対し、分別その他のごみ処理に関する市町村の定めを説明し、また自らの責任において、その定めに従い、事業に伴う廃棄物を処理すること。
 - エ 管理業者に委託を行う場合、周辺地域の住民からの苦情や問合せに適切かつ迅速に対応できる体制を整備させること。

3 事業実施方針の届出

住宅宿泊事業法の規定に基づく業務、上記2(2)の措置の具体的な実施方法等を記載した事業実施方針を定め、届出書に添付しなければならない。

4 制限の対象となる区域及び期間

法第18条の規定により、事業実施を制限する区域及び期間は「別紙」のとおりとする。

5 住居専用地域等における特例

住居専用地域、住宅団地等、別荘地等における事業実施の制限に関する規定は、事業に起因する騒音等を事業者等が速やかに認識できると認められる次の場合には適用しない。

- (1) 届出住宅又は同一敷地内の住宅等に事業者が居住し、不在にしないとき
- (2) 住宅管理業者が届出住宅又は同一敷地内の住宅等に駐在し、不在にしないとき

6 長野県住宅宿泊事業評価委員会の設置

事業実施の制限に係る規則に関する事項その他の事業の適正実施に関する事項について、知事の諮問に応じて調査審議等を行う「長野県住宅宿泊事業評価委員会」を設置する。

7 優良事業者認定制度の創設

事業者の責務を適正に果たすなど、知事が定める基準に適合する事業者を、その申請に基づき認定する制度を創設する。また、認定したとき、認定を取り消したときは、その旨を公表する。

8 施行等

- (1) 施行日：平成30年6月15日（上記2(1)、3、6については、公布の日）
- (2) 検討：住宅宿泊事業の実施状況等を勘案し、必要に応じ、所要の措置を講ずるものとする。

条例により対象となる区域及び制限する期間

| 区 域 | 期 間 |
|--|--|
| <p>1 【学校等の周辺の静穏な環境の維持・防犯の観点】</p> <p><区域> 学校等の敷地から概ね 100m以内の区域</p> <p>幼稚園・保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校、高等専門学校</p> <p><制限方法> 全県一律規制（ただし市町村からの申出により解除可）</p> | <p>○月曜日から金曜日まで （土、日曜日、祝日、学校等の長期休業期間を除く。）</p> |
| <p>2 【児童の学習等の環境の保持（学校等以外）の観点】</p> <p><区域> 社会教育施設など学校等に準ずる施設の敷地から概ね 100m以内の区域のうち、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域</p> <p>図書館、児童館・児童センターなど児童が通園により利用する施設</p> <p><制限方法> 市町村からの申出に基づき制限</p> | <p>○児童厚生施設・図書館 ⇒開所日・開館日</p> <p>○公民館その他の施設 ⇒生活環境の維持のため必要な期間（規則で定める期間）</p> |
| <p>3 【医療・福祉施設における静穏な環境の保持の観点】</p> <p><区域> 医療提供施設・社会福祉事業を実施する施設の敷地から概ね 100m以内の区域のうち、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域</p> <p>病院、診療所、児童養護施設、特別養護老人ホームなど</p> <p><制限方法> 市町村からの申出に基づき制限</p> | <p>○生活環境の維持のため必要な期間（規則で定める期間）</p> |
| <p>4 【住宅地等の静穏な環境の維持の観点（住居専用地域）】</p> <p><区域> 住居専用地域</p> <p>第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域</p> <p><制限方法> 全県一律規制（ただし市町村からの申出により解除可）</p> | <p>○月曜日から金曜日まで （休日を除く。）</p> |
| <p>5 【住宅地等の静穏な環境の維持の観点（住居専用地域以外）】</p> <p><区域> 住居専用地域に準ずる区域として、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域</p> <p>住居地域、分譲住宅地など、静穏な環境が維持されている区域</p> <p><制限方法> 市町村からの申出に基づき制限</p> | <p>○月曜日から金曜日まで （休日を除く。）</p> |
| <p>6 【住宅地等の静穏な環境の維持の観点（住居専用地域以外）】</p> <p><区域> 静穏な環境を求める者が多く滞在する別荘地など生活環境の悪化を特に防止することが必要な区域のうち、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域</p> <p><制限方法> 市町村からの申出に基づき制限</p> | <p>○生活環境の維持のため必要な期間（規則で定める期間）</p> |
| <p>7 【住宅地等の静穏な環境の維持の観点】</p> <p><区域> 冬季におけるスキー場周辺など生活環境の悪化を特に防止することが必要な区域のうち、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域</p> <p>交通の混雑・渋滞、その他、住宅宿泊事業に起因して生活環境の悪化が見込まれる区域</p> <p><制限方法> 市町村からの申出に基づき制限</p> | <p>○生活環境の維持のため必要な期間（規則で定める期間）</p> |

* 4から6までの制限は、家主居住型及び家主不在型（管理者常駐）の場合は適用しない。